

平成 27 年度第 1 回三重県災害ボランティア支援及び 特定非営利活動促進基金運営委員会 概要

- 1 日 時 平成 27 年 7 月 24 日（金）14 時～15 時 15 分まで
- 2 場 所 三重県勤労者福祉会館 2 階 第 2 会議室
- 3 出席者 運営委員会委員 3 名（吉川副委員長、岡村委員、別府委員）
- 4 事務局 北村次長、松本班長、助中主幹
- 5 傍聴人 0 名
- 6 議事概要 以下のとおり。

（ 1 ）あいさつ

- ・北村次長あいさつ

（ 2 ）災害時 N P O 活動支援事業【緊急支援活動】について

- ・山本委員長欠席のため、三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金運営委員会設置要綱（以下、「要綱」という。）第 4 条第 3 項に基づき、吉川副委員長が委員長の職務を代理。
- ・なお、急遽、委員 5 名中 2 名の欠席となったが、要綱には委員会の定足数等の規定はないことから、社会通念に照らし、過半数の出席があるため、委員会は成立したものとす。
- ・事務局から「募集要項（案）」、「今後のスケジュール（案）」、「選定要領（案）」、「評価基準（案）」、「第 2 回運営委員会、公開プレゼンテーション（案）」、「平成 26 年度の選定作業を振り返って改善すべき点についての意見交換」について説明。

（ 質疑応答 ）

- ・上限 120 万円の経費は、災害発生時に支給されるのか、また、平常時のボランティアの教育訓練のために活用することも可能か。
県内で災害が発生し、知事が協定団体に支援活動の実施を要請した場合に、120 万円を上限として対象経費の全部又は一部を概算払により支払うこととしている。
- ・平成 26 年度は 3 月末に協定を締結したが、今年度は 11 月に協定を締結するスケジュールとなっている。これは、年度内に余裕をもって協定を締結しようという理由から、このようなスケジュールにしているのか。
昨年度は、業務の都合等から年度末ぎりぎりに協定を締結することになったが、今年度は、その反省をふまえて、スケジュールを前倒して実施することとしている。また、現在の委員の任期が平成 27 年 12 月 14 日までということもあり、このようなスケジュールとしている。
- ・平成 26 年度は、年度中に協定を締結しなかつたのか。
年度中に協定を締結しなければならない訳ではない。平成 24 年度は選定作業を年度内に行い、協定締結を平成 25 年 5 月 1 日に行っている。

（平成 26 年度の選定作業を振り返って改善すべき点についての意見交換）

< 募集要項について >

- ・昨年度は、説明会を 3 会場で開催し、13 名の参加があったが、参加した団体数はい

くつあったのか。また、説明会に出席しないと応募はできないのか。

団体数については、その場では回答せず（後日、確認した結果、行政を除いて10団体）。また、説明会は応募の必須要件ではない。

・昨年度は、四日市市、津市、伊勢市で説明会を開催したが、3か所にした基準などはあるのか。昨年度の3か所から一気に1か所にすると、説明会に参加できる機会が1回だけとなり、選択肢が少なくなってしまうのではないか。

また、四日市市で開催する場合は、公共交通機関が利用できる会場を選定した方がよいのではないか。

県域を大きく北勢、中勢、南勢の3つに区分して開催した。なお、意見交換の結果、説明会を2回開催することとなった。

・第2号様式の「主な活動実績」について、昨年度、応募のあった団体がさまざまな活動実績を記載していたが、実は、災害時支援活動における専門的分野に関する活動実績がなかったということが判明するなど、紛らわしかった。現在の「主な活動実績」の記載欄では、災害時支援活動とは関係なく自分たちが活動している実績を記載すると思うので、プレゼンテーションまで応募内容に関する活動実績の有無が分からないのではないか。

今回の応募内容に関する活動実績の有無が分かるように、記載に際して、一言添えるなど工夫させてもらう。

・対象となる団体に関して、「宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと」とあるが、「主たる目的」の定義をもう少し明確にした方がよいか。

現実的には、ケースごとに個別に判断していくことになるので、今のままでよいと考える。

・今回は、前回の選定作業から半年経っての募集となり、期間は短いですが、応募団体は見込めるか。

・県が締結したいと考える団体に活動実績がなかった場合、現在の選定要件を緩和するなどの方策を考えていく必要があるのか。

活動実績を重視するのは、協定締結後に、実際に活動してもらえるかどうかの保険である。一方、応募団体からはそのことが応募の障壁となる。個人的には選定要件を緩和してもよいと考えるが、審査の段階で、その辺りを他の活動実績等で判断していかななくてはならなくなるのではないか。なお、募集团体の広がりが見られないのは、活動実績がネックになっているのではないか。

いずれにしても、ケースごとに個別に判断していくことになる。

< 評価基準について >

・既に協定を締結している分野が重複していることや、締結したい分野があるならば、難しいが、県のニーズに沿った団体の項目を+ するのも一つの考えではないか。

最終的には、委員個人の主観が物差しとなるため、評価基準は現在のままとする。

< 公開プレゼンテーション・審査の方法について >

・公開プレゼンテーションに関しては、あくまでも時間だけで厳密に管理するのではなく、1団体あたりプレゼンと質疑をセットにして35分を目安に進行した方がよい。

< スケジュールについて >

・特に意見なし。

< その他 >

・協定締結団体の募集に関して、各市町社会福祉協議会はボランティア団体等との関

係を統括しているが、昨年度は県社会福祉協議会および各市町社会福祉協議会に募集の案内をしていたのか。特に各市町社会福祉協議会は、現地災害ボランティアセンターの設置運営に携わっており、地域の災害ボランティア活動の核となるため、応募案内を行った方がよいのではないか。

その場で回答せず（後日、確認した結果、県社会福祉協議会および各市町社会福祉協議会には文書での募集案内は行っていない）。なお、今年度は、応募団体を広げるために、県社会福祉協議会および各市町社会福祉協議会に対して、ボランティア団体への募集案内の依頼を行う。

（３）その他

- ・第２回運営委員会および公開プレゼンテーションは、平成 27 年 10 月 29 日（木）に開催する。

（４）閉会のあいさつ

- ・松本班長あいさつ

以 上